

◇所得控除について

納税義務者に配偶者や扶養親族がいるか、病気や災害による出費があるかなど、個人的事情を考慮するために、所得金額から以下の金額を差し引くことが可能です。

※所得及び支払額は、すべて前年中のものです。

※7～14の適用については前年の12月31日現在の状況によって判定します。

控除の種類	要件と控除額																					
1	<p>雑損控除</p> <p>本人または生計を一にする配偶者その他の親族の生活に通常必要な資産が、火災・盗難などによって損害を受けた場合 次の①か②のいずれか多い方の額 ①（損害の金額－保険金等により補填された額）－（総所得金額等の10%） ②（災害関連支出の金額－保険金等により補填された金額）－5万円</p>																					
2	<p>医療費控除</p> <p>①本人または生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合（支払った医療費－保険金などで補填された金額）－（総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い方の金額）※限度額200万円 ②本人または生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費（スイッチOTC医療品による）を支払った場合（医療費控除の特例）（支払った医療費－保険金などで補填された金額）－（1万2千円）※限度額8万8千円 ※①と②の併用はできません。いずれか一方を選択して適用することとなります。</p>																					
3	<p>社会保険料控除</p> <p>本人または生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの保険料を支払った場合 支払った保険料の全額を控除</p>																					
4	<p>小規模企業共済等掛金控除</p> <p>小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合 支払った掛金の全額を控除</p>																					
5	<p>生命保険料控除</p> <p>本人または配偶者、その他の親族が受取人となっている一般の生命保険契約、個人年金保険契約や、平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）のうち、介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料を支払った場合 一般の生命保険料及び個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて下記の表に基づいて計算した金額の合計額を控除 ※合計適用限度額 70,000円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">(ア) 支払った保険料の合計額</th> <th style="width: 30%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">①平成24年1月1日以後に締結した契約</td> <td style="text-align: center;">12,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) の全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,001円から32,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32,001円から56,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">56,001円以上</td> <td style="text-align: center;">28,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">②平成23年12月31日以前に締結した契約</td> <td style="text-align: center;">15,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) の全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,001円から40,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,001円から70,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70,001円以上</td> <td style="text-align: center;">35,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③上記①と②双方の控除の適用を受ける場合（一般の生命保険料および個人年金保険料） ⇒①と②それぞれの表で計算した控除額の合計額 ※合計適用限度額 28,000円</p>		(ア) 支払った保険料の合計額	控除額	①平成24年1月1日以後に締結した契約	12,000円まで	(ア) の全額	12,001円から32,000円まで	(ア) ×0.5+6,000円	32,001円から56,000円まで	(ア) ×0.25+14,000円	56,001円以上	28,000円（限度額）	②平成23年12月31日以前に締結した契約	15,000円まで	(ア) の全額	15,001円から40,000円まで	(ア) ×0.5+7,500円	40,001円から70,000円まで	(ア) ×0.25+17,500円	70,001円以上	35,000円（限度額）
	(ア) 支払った保険料の合計額	控除額																				
①平成24年1月1日以後に締結した契約	12,000円まで	(ア) の全額																				
	12,001円から32,000円まで	(ア) ×0.5+6,000円																				
	32,001円から56,000円まで	(ア) ×0.25+14,000円																				
	56,001円以上	28,000円（限度額）																				
②平成23年12月31日以前に締結した契約	15,000円まで	(ア) の全額																				
	15,001円から40,000円まで	(ア) ×0.5+7,500円																				
	40,001円から70,000円まで	(ア) ×0.25+17,500円																				
	70,001円以上	35,000円（限度額）																				
6	<p>地震保険料控除</p> <p>①本人または生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋や生活用動産を保険の目的とし、かつ地震等によりこれらの資産について生じた損失の額を補填する保険金が支払われる損害保険契約について、保険料もしくは掛金を支払った場合 ②本人または生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋や生活用動産を保険の目的とし、かつ保険期間が10年以上で満期返戻金のある損害保険契約（平成18年末までに契約したものに限り）について保険料もしくは掛金を支払った場合 地震保険及び旧長期保険契約のそれぞれについて下記に表に基づいて計算した金額の合計額（限度額25,000円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">(ア) 支払った保険料の合計額</th> <th style="width: 30%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">①地震保険料控除</td> <td style="text-align: center;">50,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000円以上</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">②旧長期損害保険料控除</td> <td style="text-align: center;">5,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) の全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,001円から15,000円まで</td> <td style="text-align: center;">(ア) ×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">15,001円以上</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(ア) 支払った保険料の合計額	控除額	①地震保険料控除	50,000円まで	(ア) ×0.5	50,000円以上	25,000円	②旧長期損害保険料控除	5,000円まで	(ア) の全額	5,001円から15,000円まで	(ア) ×0.5+2,500円		15,001円以上	10,000円					
	(ア) 支払った保険料の合計額	控除額																				
①地震保険料控除	50,000円まで	(ア) ×0.5																				
	50,000円以上	25,000円																				
②旧長期損害保険料控除	5,000円まで	(ア) の全額																				
	5,001円から15,000円まで	(ア) ×0.5+2,500円																				
	15,001円以上	10,000円																				

控除の種類		要件と控除額																																																																	
7	ひとり親控除 寡婦控除	<p>婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者については「ひとり親控除」が適用され、次の①もしくは②に該当する女性については「寡婦控除」が適用されます。（納税義務者本人の合計所得金額500万円以下の場合に限る。）</p> <p>①配偶者と死別した。 ②配偶者と離別し、子以外の扶養親族を有している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除種別</th> <th>扶養</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚のひとり親</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>子</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除 (女性のみ)</td> <td>子以外</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるものは対象外とします。</p>					控除種別	扶養	死別	離別	未婚のひとり親	ひとり親控除	子	30万円	30万円	30万円	寡婦控除 (女性のみ)	子以外	26万円	26万円	—	無	26万円	—	—																																										
控除種別	扶養	死別	離別	未婚のひとり親																																																															
ひとり親控除	子	30万円	30万円	30万円																																																															
寡婦控除 (女性のみ)	子以外	26万円	26万円	—																																																															
	無	26万円	—	—																																																															
8	勤労学生控除	<p>本人が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下（給与収入で130万以下）で、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合 26万円を控除</p>																																																																	
9	障害者控除	<p>本人、控除対象配偶者または扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳等や戦傷病者手帳の交付を受けているか、寝たきり状態にある場合</p> <p>※特別障害者は①精神障害者保健福祉手帳1級②重度の知的障害者③身体障害者手帳1級・2級④戦傷病者手帳第3項症までの方⑤厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾の被爆者⑥寝たきりで複雑な介護を必要とする方</p> <p>普通障害者・・・・・・・・・・26万円 特別障害者・・・・・・・・・・30万円</p> <p>同居の特別障害者・・・・・・・・53万円（納税義務者又は納税義務者の配偶者、もしくは納税義務者と生計を一にするその他の親族とのいずれかと同居を常況としている場合）</p>																																																																	
10	配偶者控除 配偶者特別控除	<p>納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または専従者を除く。)の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用があります。配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合、配偶者特別控除の適用があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納税義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配偶者控除</td> <td>配偶者区分</td> <td colspan="3">控除額</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td colspan="2">配偶者合計所得</td> <td colspan="3">控除額</td> </tr> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">133万円超</td> <td colspan="3">対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配偶者双方が配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>					納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	配偶者区分	控除額			一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	配偶者合計所得		控除額			48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超		対象外		
納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																															
配偶者控除	配偶者区分	控除額																																																																	
	一般	33万円	22万円	11万円																																																															
	老人	38万円	26万円	13万円																																																															
配偶者特別控除	配偶者合計所得		控除額																																																																
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																															
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																															
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																															
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																															
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																															
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																															
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																															
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																															
133万円超		対象外																																																																	
11	扶養控除	<p>本人と生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の場合（他の納税義務者の扶養親族または専従者を除く。）</p> <p>一般の扶養親族（16歳未満を除く）・・・・・・・・・・33万円 19歳以上23歳未満の親族（特定）・・・・・・・・・・45万円 70歳以上の親族（老人）・・・・・・・・・・38万円 同居で70歳以上の老親等（同居老親等）・・・・・・・・45万円 （本人又は配偶者と同居している直系尊属に限る）</p>																																																																	
12	基礎控除	<p>納税義務者本人の合計所得金額に応じて適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td colspan="2" rowspan="4">一律 33万円</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td></td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>					基礎控除額					合計所得金額		控除額			改正前		改正後	2,400万円以下		一律 33万円		43万円	2,400万円超	2,450万円以下	29万円	2,450万円超	2,500万円以下	15万円	2,500万円超		適用なし																																		
基礎控除額																																																																			
合計所得金額		控除額																																																																	
		改正前		改正後																																																															
2,400万円以下		一律 33万円		43万円																																																															
2,400万円超	2,450万円以下			29万円																																																															
2,450万円超	2,500万円以下			15万円																																																															
2,500万円超				適用なし																																																															